

◇ J Aバンク 苦情処理・紛争解決措置について

①苦情処理措置の内容

当 J Aでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容を公表するとともに、J Aバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

苦情等受付窓口

金融共済部金融課 0478-54-1147
(受付時間9時～5時 金融機関の休業日を除く)

千葉県 J Aバンク相談所 043-243-0011
(受付時間9時～5時 金融機関の休業日を除く)

②紛争解決措置の内容

当 J Aでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

東京弁護士会紛争解決センター 03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター 03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター 03-3581-2249

①の窓口または千葉県 J Aバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。